

建福共第 26－87 号

平成 27 年 2 月 2 日

都道府県建設業協会

会 長 各位

公益財団法人 建設業福祉共済団

理 事 長 鈴木 直和



建設労災補償共済保険の無事故割引率 2 割拡大及び

普通保険約款の一部改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、年間完成工事高契約及び甲型共同企業体契約について、収支も安定的に推移しておりますことから、平成 27 年 4 月 1 日開始契約から無事故割引率を 2 割拡大することと致しました。

併せてこの機会に、認可特定保険業者としての一層健全な事業運営に資するため、建設労災補償共済保険普通保険約款に反社会的勢力の排除に関する条項を新設することと致しました。加えて各申込書の裏面の重要事項にも同条項を記載致しました。

本件についての具体的な内容は、下記のとおりとなりますのでご覧いただきたいと存じます。本内容につきましては、普通保険約款も同様に改定しておりますので、事務局へもご伝達賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 無事故割引率拡大（対象：年間完成工事高契約及び甲型共同企業体契約）

現行

直前 1 年間の 完成工事高	2 億円未満	2 億円以上 5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
無事故割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%



改定後（契約開始日が平成 27 年 4 月 1 日以降の契約から適用）

直前 1 年間の 完成工事高	2 億円未満	2 億円以上 5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
無事故割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

2. 反社会的勢力排除条項

年間完成工事高関係普通保険約款

現 行	改定後
第 35 条（保険契約の解除） 保険契約の締結に際して、保険契約者が故意または重大な過失により、所定の申込書類の重要事項について不実のことを記載した場合には、当財団は、将来に向かって保険契約を解除することができます。 2 当財団は、保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することが出来ます。この場合、当財団は、保険金の支払を行いません。また、既に保険金を支払っていたときはその返還を請求します。 3 本条の規定により保険契約を解除した場合、未経過の保険料があるときは、別表 4 に定める方法により計算した額を払戻します。 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。	第 35 条（保険契約の解除） <u>当財団は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。</u> <u>(1) 保険契約の締結に際して、保険契約者が故意または重大な過失により、所定の申込書類の重要事項について不実のことを記載した場合。</u> <u>(2) 保険契約者が、次のいずれかに該当する場合。</u> <u>ア 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。</u> <u>イ 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。</u> <u>ウ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。</u> <u>エ 反社会的勢力(注)が保険契約者の経営を支配し、または保険契約者の経営に実質的に関与していると認められること。</u> <u>オ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</u> <u>(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。</u> 第 2 項以下は現行左記と同様となります

*なお、反社会的勢力の排除に関する条項につきましては、工事現場単位契約の普通保険約款及び重要事項にも同様に新設しております。